

第1回東京都自転車安全利用推進計画協議会 次第

日時：平成27年11月16日（月）

午後2時00分から

場所：東京都庁第二本庁舎

31階特別会議室22

- 1 開会
- 2 東京都青少年・治安対策本部 治安対策担当部長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 東京都自転車安全利用推進計画について
- 5 現行計画に基づく取組状況について
- 6 現行計画に掲げる数値目標の達成状況について
- 7 現行計画策定後の主な動きについて

【配布資料一覧】

資料 1 東京都自転車安全利用推進計画協議会構成員名簿

資料 2 東京都自転車安全利用推進計画について

資料 3 東京都自転車安全利用推進計画（全文）

資料 4 自転車の安全利用に向けた計画に基づく取組

（自転車のルール・マナー向上に向けた取組）

資料 4－1 自転車安全利用を推進するための教材の作成

資料 4－2 条例施行 1 周年キャンペーン

資料 4－3 自転車安全利用 TOKYO キャンペーン

資料 4－4 事故防止策の強化及び死者数減に向けた取組

資料 4－5 自転車用ヘルメット贈呈式について

資料 4－6 自転車用ヘルメット普及啓発イベント

資料 4－7 学校における交通安全に向けた主な取組（教育庁）

（放置自転車の削減に向けた取組）

資料 4－8 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

資料 4－9 駅前放置自転車の現況と対策

資料 5 現行計画に掲げる数値目標の達成状況について

資料 5－1 東京都における自転車事故の現状

【現行計画策定後の主な動き】

資料 6－1 利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議について

（都市整備局）

資料 6－2 自転車が走行しやすい空間の整備について（建設局）

資料 6－3 自転車運転者講習について（警視庁）

資料 6－4 自転車安全利用に係る協賛企業等の募集について

東京都自転車安全利用推進計画協議会構成員名簿

(敬称略)

会 長	氏 名
青少年・治安対策本部 治安対策担当部長	村山 隆
委 員	氏 名
都市整備局都市基盤部 街路計画課長	佐久間 巧成
都市整備局都市基盤部 交通政策担当課長	末元 清
環境局地球環境エネルギー部 環境都市づくり課長	三浦 大助
産業労働局商工部 大型店環境調整担当課長	小林 義浩
建設局道路管理部 安全施設課長	周郷 友義
教育庁指導部 指導企画課長	増渕 達夫
警視庁交通部交通総務課 交通安全担当管理官	藤本 裕行
警視庁交通部交通規制課 交通規制担当管理官	西村 博之
国土交通省東京国道事務所 副所長	西尾 文宏
豊島区都市整備部 交通対策課長	小野 義夫
小平市都市開発部 交通対策課長	槇口 勝巳
東京都自転車商協同組合 理事長	新井 茂
(一社)自転車協会 専務理事兼事務局長	高橋 讓
(一社)自転車駐車場工業会 理事長	内田 勉
日本チェーンストア協会関東支部 事務局次長	伊香賀 泰之
東京都商店街振興組合連合会 副理事長	篠 利雄
(一社)日本民営鉄道協会 運輸調整部長	滝澤 広明
東日本旅客鉄道株式会社東京支社 企画調整課長	佐藤 英明
(一社)日本損害保険協会 南関東支部 事務局長	土屋 政幹
東京商工会議所 総務統括部長	湊元 良明
(一社)東京バス協会 常務理事	市橋 千秋
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 常務理事	稲田 正純
(一社)東京都トラック協会 常務理事	井出 廣久
都民委員	田中 昌美
	早野 貴之
	平川 裕理

<計画の位置付け>

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、**自転車の安全利用**に関する**都の施策**や**自転車利用者、事業者等の関係者の取組**を総合的に推進するために策定する計画
(計画の策定に当たり、関係者から構成する自転車安全利用推進計画協議会を開催した上で、パブリックコメントも実施)

計画の概要

理 念 : **社会全体**で自転車の安全利用に取り組み、**自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会の実現**

数値目標 : 自転車乗用中死者数 25人以下 (H27年中) 自転車事故件数 13,000件以下 (H26年 12,666件) 駅前放置自転車台数 30,000台以下 (H26年 38,557台)

行政、自転車利用者、事業者等の各主体が、自転車の利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、以下の取組を推進

【安全教育の推進】

- 行政、保護者、学校、事業者、自転車小売業者等による教育の推進
 - 行政による各種教材の提供
- など

【放置自転車の削減】

- 行政、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備、駐輪場利用の啓発
 - 区市町村による効果的な放置自転車の撤去
- など

【安全な利用環境の整備】

- 道路構造等を踏まえた安全な利用環境の整備
 - 利用環境のネットワーク化の推進
- など

【安全性の高い自転車の普及】

- 自転車利用者等による点検整備の推進
 - 自転車製造事業者等による安定性の高い自転車等の開発・普及
- など

【事故に備えた措置】

- 行政、自転車小売業者等によるヘルメット等の普及啓発
 - 自転車利用者等による保険加入の促進
- など

【悪質・危険な自転車利用者対策】

- 警視庁による効果的な街頭指導
 - 警視庁による悪質・危険な違反者に対する取締り
- など

※ 「関係者の連携」、「民間活力の有効利用」、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備」など、取組を進める上での必要な視点についても記載

東京都自転車安全利用推進計画

平成26年1月

東京都

はじめに

都内では、平成24年中に1万7千件を超える自転車が関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合は約36%に達し、全国平均の約20%と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上もの予算が投じられている状況です。

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、平成25年7月1日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）を促進するための東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、この計画を策定しました。

第1 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等

の自転車に関わる全ての主体が一丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第2 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第9次東京都交通安全計画（平成23年東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は、平成23年度から27年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第9次東京都交通安全計画に記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第9次交通安全計画に合わせて、計画策定時から平成27年度末までとします。

なお、平成28年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定に合わせて、この計画も改定することとします。

第3 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成27年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 25人以下
- ・ 自転車事故発生件数 13,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 30,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第9次東京都交通安全計画の目標（平成27年中の道路交通事故死者数150人未満）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去3年間の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：平成24年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 34人
- ・ 自転車事故発生件数 17,078件
- ・ 駅前放置自転車台数 48,197台

第4 安全利用に関する各主体の役割等

第1に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業員による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第5の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと

考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第5 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の

通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。

- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者（自転車便）、自転車旅客運送事業者（自転車タクシー）及び自転車貸付事業者（レンタサイクル・コミュニティサイクル）は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践するとともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下単に「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下単に「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、児童・生徒の発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）を参考として、例えば次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する

情報を速やかに共有できるようにします。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定することにより、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売等の機会を捉えた教育は、正に自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布やポスターの掲示等により、交通ルール・マナーを周知します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客等に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

カ 行政による取組

(ア) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、自転車シミュレータを活用した安全教室、スクエアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。また、業務で自転車を利用する職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えます。

(イ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 自転車を一人で利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベント等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等により、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

(イ) 自転車を一人で利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設等における安全教室の開催等により、自転車を一人で利用する者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。

また、行政は、老人クラブ等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

オ 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベント（各種アトラクション、歌謡ショー、落語等）との同時開催

- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が基本的に道路交通法に違反する違法行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場等の整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確認等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保が推進されるようにします。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等によ

る駐輪場所の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場所の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び交通管理者は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（自転車専用通行帯）、自転車ナビマーク等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、生活道路に入り込む自動車を排除し、自転車利用者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進します。

ウ 効果的な交通規制の実施

交通管理者及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における自動車の最高速度30km/hの区域規制等を前提とした“ゾーン30”の整備、交差点における自動車による自転車の巻き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や交通管理者、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び交通管理者は、ガイドラインも参考にして、自転車利用環境を

整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や交通管理者を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) ウィンカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) 反射材、ヘルメット等の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、反射材や自転車乗車用ヘルメット等の利用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等における反射材等の配布、自らの率先した利用等により、反射材、ヘルメット等の普及を図ります。

(2) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種

保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(3) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年12月までに導入される悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習制度を円滑に運用し、自転車の安全利用を促進します。

第6 総括

1 各主体の連携による取組

第5で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けられるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証を発行し、事業者は、その受講証を提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車の販売価格の割引を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者に直接経済的利益をもらたすものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることとなります。そのため、こうした観客や都民等が、安全で安心して通行できる環境を整備することが必要です。

第5で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの目標として捉え、歩行者の円滑な通行や首都東京にふさわしい都市景観の創出を図るための駐輪場の整備、外国人旅行者等でも自転車の通行場所や通行方法が一目で分かる地図や道路上の絵文字（ピクトグラム）の普及等を含め、自転車に関わる全ての主体が、第5で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

自転車の安全利用に向けた計画に基づく取組

ア 自転車安全利用普及啓発

都内では、交通事故全体が減少する中で、自転車の関与する事故の件数は高止まりの傾向にあり、ルール・マナーを守らない自転車利用者の問題が社会的関心を集めている。このため、自転車安全利用条例も踏まえ、自転車の交通ルールを広く周知し、安全利用を促進していく。

(ア) 自転車安全利用 TOKYO キャンペーン（平成 20 年度開始）

社会全体で自転車の安全利用を推進するため、自転車安全利用条例や自転車安全利用計画を踏まえ、毎年 5 月の自転車月間に合わせ、区市町村、警察及び関係団体と連携してキャンペーンを実施している。イベントと連携した自転車安全教室の開催や、啓発用リーフレットの配布等により、自転車の交通ルールを広く周知している。



イベントと連携したスクエアード・ストレイト自転車安全教室

- ・平成 26 年度キャンペーン期間中の実績
（平成 26 年 5 月 1 日～31 日）

自転車安全教室 27 回実施、リーフレット 270 万枚を作成・配布

(イ) 自転車シミュレータ安全教室（平成 24 年度開始）

子供から高齢者まで、自転車のルールを楽しみながら、分かりやすく習得できる自転車シミュレータを活用し、区市町村や学校、大規模小売店舗事業者等と協働して交通安全教室を開催している。

- ・事業実績（平成 26 年度） 150 回



自転車シミュレータ

(ウ) 自転車安全利用宣言証（平成 27 年度開始）

自転車利用者が自覚して行動する気運を高めるため、自転車シミュレータ安全教室や自転車安全利用 TOKYO セミナーの受講者等に、自転車安全利用を推進するロゴマークをレイアウトした反射材シール付の「自転車安全利用宣言証」を交付している。



自転車安全利用宣言証

(エ) 自転車安全利用 PR サポーター（平成 27 年度開始）

東京交通少年団を「自転車安全利用 PR サポーター」に任命し、自転車利用時のヘルメット着用等の交通ルール・マナーを地域の子供から発信することで、自転車の安全利用の普及啓発を図る。

(オ) 自転車用ヘルメット普及促進事業（平成 27 年度開始）

自転車安全利用条例や自転車安全利用計画の趣旨を踏まえ、自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、平成 27 年度は高校生を主な対象として、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施する。



交通少年団の様子

イ 自転車安全利用 TOKYO セミナー（平成 26 年度開始）

自転車安全利用条例や自転車安全利用計画では、行政、自転車利用者、事業者など、自転車に関わる全ての主体が果たすべき役割を示している。

自転車利用者による交通ルールの習得、保護者や事業者による安全教育、事業者による通勤自転車の放置防止対策などの取組を支援し、こうした取組が普及、定着するよう、各主体のリーダーを育成する講習会を開催している。

- ・事業実績（平成 26 年度） 6 回

ウ 放置自転車対策

都内の駅周辺における自転車等の放置台数は、平成 2 年のピーク時には約 24.3 万台にも上っていたが、平成 26 年の調査では約 4.2 万台に減少している。しかしながら、依然として、各駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急自動車等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど大きな社会問題となっている。このため、自転車安全利用条例の趣旨も踏まえ、区市町村や関係機関、地域と連携して放置自転車を減らすための取組を推進していく。

(ア) 放置自転車の実態調査（昭和 52 年度開始）

区市町村を通じて、駅前の放置自転車の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、対策に役立てている。

- ・事業実績（平成 26 年度調査）

都内の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数 42,170 台（前年度比 4,582 台減少）

(イ) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン（昭和 55 年度開始）

毎年 10 月下旬の 10 日間、都内全域において、都と区市町村、構成団体が連携して、駅前等での広報啓発活動、放置自転車の撤去活動の強化等を行っている。また、都は、ポスター・リーフレットによる広報、ウェブ広告等を実施している。

- ・事業実績（平成 26 年度）

駅前等での広報啓発活動 256 駅、放置自転車の撤去活動 438 駅

放置自転車対策功労者への知事感謝状贈呈 6 件



第 31 回クリーンキャンペーンポスター



都庁前駅でのクリーンキャンペーン

(ウ) 地域を限定した放置自転車対策（平成 26 年度開始）

平成 25 年 7 月に取りまとめた東京駅周辺の放置自転車対策について、平成 26 年度は、各団体・機関の取組に関する進捗状況の報告会等を行い、対策の進行状況を確認するとともに、東京駅前において関係機関が連携して合同キャンペーンを実施した。今後は、東京駅周辺をモデル地域として、放置自転車の多い他自治体へ情報をフィードバックしていく。

（出典：事業概要（平成 27 年版）東京都青少年・治安対策本部）

自転車安全利用を推進するための教材 を作成しました

東京都は、従業員に対する自転車安全利用研修を支援するため、事業者向けの教材を作成しました。

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年7月施行）や「自転車安全利用推進計画」（平成26年1月策定）では、行政、自転車利用者、事業者など、自転車に関わる全ての主体が果たすべき役割を示しています。その中で、事業者に対し、従業員向けの自転車安全利用研修を行うよう促しています。研修を行う際には、是非この教材をご活用ください。

東京都交通安全課
のホームページで
視聴できるよ！



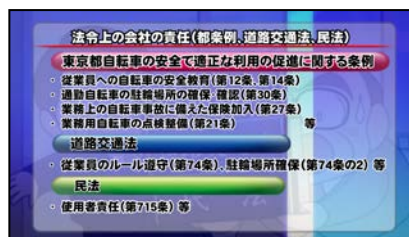
安全・安心まちづくりを
推進するキャラクター
みまもりいぬ

【従業員研修用動画の配信】

～ 第一部 事業者による自転車安全利用研修の必要性 ～

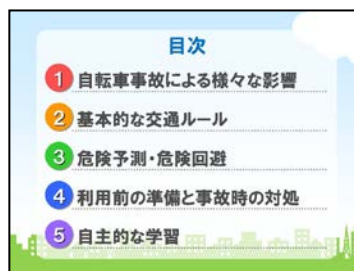
従業員が勤務時間中に自転車による事故を起こしてしまった場合、賠償責任など、事業者に対して様々な責任が課せられます。

従業員が自転車を安全に利用することの大切さや、そのために研修を行うことがいかに大事か、知ることができます。



～ 第二部 事業者による安全利用研修の実践方法 ～

実際に研修を行う際の進め方やノウハウを学ぶことができます。



この動画は、交通安全課ホームページでご覧いただけます。また、その他参考教材として、研修用パワーポイント資料、パワーポイント利用の手引き、受講者の習熟度を確認する自転車ルール習熟度テストもあわせて掲載しています。

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/koutuu/koutuu.html>

なお、今年度、本教材を活用した事業者向け講習会を開催する予定です。



青少年・治安対策本部公式ツイッター

https://twitter.com/tocho_aochi

大人が変われば子供も変わる



裏面へ続く

【問合せ先】

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
担当 森山 直通 03-5388-3190 内線 21-785

<参考>

都内の全ての小学生・中学生・高校生等をはじめ、幼児保護者、高齢者等に向けて、自転車の交通ルールをわかりやすく説明したリーフレットを合わせて約270万部配付し、安全利用を呼びかけています。

保護者の方へ
大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

自転車走行中は安全確認をしましょう
 ヘルメットは事故から頭を守ってくれます。保護者の方は、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

信号を守りましょう
 一時停止をしましょう
 自転車は車道の左側を走りましょう

歩道は歩行者優先
 自転車は歩道を通行できる場合
 ① 道路標識や道路標示で指定された場合
 ② 運転者が70歳以上の高齢者
 ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

夜間はライトをつけましょう
 駐輪場を利用しましょう
 こまめに点検整備しましょう

これは禁止行為です
 並走・二人乗り
 携帯電話・イヤホン・ヘッドホン使用
 危険運転
 飲酒運転

東京都 警視庁 R70

《幼児の保護者用》

小学生・保護者の皆さんへ
自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶろう。

ヘルメットをかぶって安全のためのしくみを確保しよう
 転んだときや、ぶつかったときに、ヘルメットをかぶっていると、頭を守ってくれます。

交通量では肩口に座をつけよう
 信号を守ろう
 一時停止を忘れないう
 車道を走るときは左側を走ろう
 歩道を走る場合は、歩行者に注意して歩行者の歩幅をゆっくりに歩こう

保護者の方へ
 このリーフレットをお子さんと一緒に読んで、交通安全について確認してください。

お子さんに自転車のルールとマナーを守らせましょう。
 お子さんと一緒に自転車の点検整備をしましょう。
 自転車は加害者になった賠償責任の例
 小学5年生の少年が自転車運転中、前方不注意で女性に衝突。女性は、頸の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、賠償額約9,500万円を命じた。
 (※平成29年7月4日東京地裁判決)

重大事故の場合、高額な賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

東京都 警視庁 R70

《小学生とその保護者用》

自転車利用者の皆さんへ
自転車走行中は必ず安全確認を!

自転車の無理な走行は事故の原因です。事故は相手だけでなく、本人や家族にもつづきます。ルールを守り無理な運転はせず、事故にあわない、起こさないことを心がけましょう。

●信号を守りましょう
 ●一時停止をしましょう
 ●自転車は車道の左側を走りましょう

●歩道は歩行者優先
 自転車は歩道を通行できる場合
 ① 道路標識や道路標示で指定された場合
 ② 運転者が70歳以上の高齢者
 ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

●夜間はライトをつけましょう
 ●駐輪場を利用しましょう
 ●大人も子供もヘルメットをかぶりましょう

これは禁止行為です
 並走・二人乗り
 携帯電話・イヤホン・ヘッドホン使用
 危険運転
 飲酒運転

東京都 警視庁 R70

《自転車利用者用》

自転車利用中の交通事故で亡くなられた方の多くが65歳以上です。
自転車走行中は必ず安全確認を!

歳を重ねることに運動・認知能力は低下していきます。「自分はまだまだ大丈夫」という気持ちが、危険な事故につながります。ルールを学び、安全な自転車運転をしましょう。

自転車運転中は、ヘルメットを着用しましょう。
 自転車で亡くなられた方の多くが、頭部を傷めています。

ヘルメットをかぶって安全のためのしくみを確保しよう

信号を守りましょう
 一時停止をしましょう
 早めにライトをつけましょう

歩道は歩行者優先
 自転車は歩道を通行できる場合
 ① 道路標識や道路標示で指定された場合
 ② 運転者が70歳以上の高齢者
 ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

車道の左側を走りましょう

東京都 警視庁 R70

《高齢者用》

「自転車安全利用条例」が施行1周年を迎えます！

平成26年7月1日に、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行から1年を迎えます。都では、社会全体での自転車の安全利用の取組をさらに促進し、「東京都自転車安全利用推進計画」（平成26年1月策定）で定めた数値目標を達成するため、警視庁等と連携し、各種広報活動や新たな施策を展開します。

1 街頭大型ビジョン及びタクシーの車内液晶モニタを活用した自転車安全利用のPR

街頭大型ビジョン及びタクシー車内液晶モニタで「ヘルメット着用」を呼びかけ、自転車安全利用をPRします。

(1) 街頭大型ビジョン

日時：7月1日（火曜日）から7日（水曜日）まで

場所：新宿駅前、渋谷駅前、東京ドームなど、都内全16か所の
街頭大型ビジョン（別紙のとおり）

(2) タクシー車内液晶モニタ

日時：7月1日（火曜日）開始

場所：都内で運行するタクシー約2,500台

※ (1)と(2)の取組は、「平成26年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」と連携して実施します。



自転車安全利用のPR画像（例）

2 警察署等と連携した自転車安全利用のPR

(1) 四谷警察署

日時：7月7日（月曜日）午後2時から午後3時まで

場所：四谷三丁目交差点付近

内容：「飲酒運転根絶七タキャンペーン」において、「くらピカBOX」を活用した反射材の効果体験等を実施します。
（体験者には「みまもりいぬ」の反射材をプレゼント）

※ 取材を希望する場合には、7月4日（金曜日）午後5時までに下記問合せ先へご連絡ください。

(2) 府中警察署

日時：7月19日（土曜日）午後3時30分から午後6時30分まで

場所：府中市立総合体育館（府中市矢崎町5-5）

内容：東京府中アスレティックフットボールクラブの公式戦に合わせて実施される「夏休み親子交通安全キャンペーン」において、来場者を対象とした自転車シミュレータ交通安全教室を開催します。
（受講者には「みまもりいぬ」の反射材をプレゼント）

※ 取材を希望する場合には、7月18日（金曜日）午後5時までに下記問合せ先へご連絡ください。



安全・安心を推進する
マスコットキャラクター
「みまもりいぬ」



自転車シミュレータ交通安全教室

3 自転車販売店と連携した自転車無料点検の実施

自転車販売店の協力の下、自転車の無料点検を実施し、自転車を安全で快適に利用するための点検・整備の重要性をPRします。

日時：8月2日（土曜日）、3日（日曜日）

※実施時間は各店舗の営業時間により異なります。

場所：都内のオリンピック各店のうち計22店舗（別紙のとおり）

※各店舗の営業時間、所在地及び連絡先は、以下の

「株式会社 Olympic グループ」のホームページにて
ご確認ください。

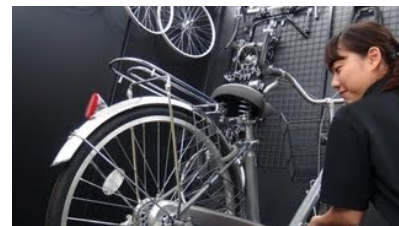
<http://www.olympic-corp.co.jp/cycle>

内容：ブレーキ、チェーン、タイヤの空気圧の調整などの点検を無料で実施します。

※部品交換やパンクの修理等については有料となります。

（点検実施者には「みまもりいぬ」の反射材をプレゼント）

※ 取材を希望する場合には、8月1日（金曜日）午後5時までに問合せ先へご連絡ください。



自転車点検

4 自転車安全利用のリーダーを育成するセミナーの開催

企業内や地域で自転車安全利用を普及させるリーダーを育成するための研修、「自転車安全利用TOKYOセミナー」を開催します。（7月中旬以降開催予定）

5 都に居住する外国人を対象とした取組

都内のインターナショナルスクール等の各種学校を対象に、自転車安全利用をPRし、自転車安全利用に関する外国人の意識啓発を図ります。（8月から実施予定）

自転車安全利用TOKYOキャンペーン発進！！

東京都は、区市町村、警視庁及び東京都交通安全協会等の関係団体と連携して、**自転車安全利用TOKYOキャンペーン(5月1日～5月31日)**を実施します。

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成25年7月施行)や「自転車安全利用推進計画」(平成26年1月策定)を踏まえ、自転車の交通ルールやマナーを普及啓発し、社会全体で自転車の安全利用を推進する機運を高めます。

本年は、より強力にキャンペーンを推進していくために**キックオフ・イベント**を開催します。

キックオフ・イベント開催！～キャンペーン隊長にタレントの加賀美セイラさん！～

東京ミッドタウンで自転車安全利用TOKYOキャンペーン・キックオフイベントを開催！

実施日時:平成27年4月29日(水曜日・祝日)

午後1時30分から午後4時の間

実施場所:東京ミッドタウン・キャピースクエア

東京都港区赤坂9-7-1



加賀美セイラさん



安田団長

内 容:第一部 (午後1時30分～午後2時20分)

- ・主催者挨拶(東京都青少年・治安対策本部長)
- ・キャンペーン隊長任命式
- ・キャンペーン隊長のトークショー等

第二部 (午後2時30分～午後4時00分)

- ・自転車安全教室
- ・特別ゲスト(安田大サーカス団長)の自転車トークショー

各ブース

- ・自転車ヘルメット体験コーナー
- ・自転車シミュレータ交通安全教室
- ・当日は、ご来場者に東京都から啓発グッズのプレゼントがあります。(数に限りがございます)

キャンペーン期間中のイベント等については、別紙をご覧ください。

- ・本キャンペーンは、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間※の取組として位置づけられています。
- ・取材を希望する場合、前日の17時までに、下記問合せ先へ事前にご連絡下さい。

※ 九都県市共同の取組として毎年5月、自転車の安全利用の普及啓発を目的とした一斉キャンペーンを行うもの

東京都長期ビジョン事業

本件は、「東京都長期ビジョンにおける、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。

都市戦略2 「高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現」

政策指針6 「誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築」



青少年・治安対策本部公式ツイッター

https://twitter.com/tocho_aochi



【問合せ先】

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
担当 坂本 直通 03-5388-3190 内線 21-785

自転車安全利用TOKYOキャンペーン 期間中のイベント等

【スケアード・ストリート交通安全教室】

スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストリート交通安全教室を下記のとおり実施します。

日 時	会 場
5月5日（火曜日・祝日） 午後2時～午後2時40分	第九回 銀座柳まつり 西銀座通り（中央区銀座）
5月23日（土曜日） 午前11時～午前11時40分	第67回 東京みなと祭 晴海客船ターミナル周辺（中央区晴海）
5月30日（土曜日） 午前11時～午前11時40分	交通安全教室 府中市立第三小学校（府中市片町）

【自転車シミュレータ交通安全教室】

子供から高齢者まで、自転車のルールを楽しみながら、分かりやすく体験できる自転車シミュレータ交通安全教室を開催します。（期間中の主なものを掲載しております。）

日 時	会 場
5月5日（火曜日・祝日） 午前10時～午後5時	第九回 銀座柳まつり 西銀座通り（中央区銀座）
5月5日（火曜日・祝日） 午前10時～午後4時	サイクルドリームフェスタ2015 明治神宮外苑 聖徳記念絵画館前通り
5月16日（土曜日） 午前10時～午後5時	交通安全。アクション2015 パレットタウン内 メガウェブ（江東区青海）
5月16日（土曜日） 午前10時～午後5時	わんぱく相撲北区大会 滝野川体育館（北区滝野川）
5月17日（日曜日） 午前9時30分～午後3時	南江戸川ふるさとまつり 総合レクリエーション公園（江戸川区南葛西）
5月20日（水曜日） 午後2時～午後4時	交通安全教室 イトーヨーカドー四つ木店（葛飾区四つ木）
5月23日（土曜日）24日（日曜日） 午前10時～午後5時	第67回 東京みなと祭 晴海客船ターミナル周辺（中央区晴海）



スケアード・ストリート交通安全教室



自転車シミュレータ交通安全教室

自転車の安全利用に係る今後の取組について

東京都は、自転車利用促進のための環境整備に併せ、自転車利用者に対する**ルール・マナー**の普及啓発を一層推進していきます。

今後、自転車シミュレータ交通安全教室や企業向けセミナーなどの取組に加え、**新たに**以下の取組等を実施いたします。

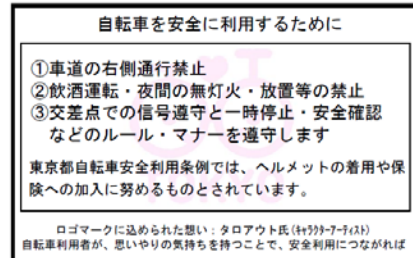
① 事故防止策の強化

○ 行政からのアプローチのみでなく、自転車利用者自ら自覚して、行動する機運を醸成

⇒ 東京都が実施するセミナーや自転車シミュレータ交通安全教室の受講者等に、反射材シール付の**「自転車安全利用を推進するロゴマーク」**をレイアウト)**「自転車安全利用宣言証」**を交付



宣言証（表）



宣言証（裏）



【自転車安全利用を推進するロゴマーク】

キャラクターアーティストの**タロアウト氏**がデザイン！
「自転車利用者が思いやりの気持ちをもって、安全利用に努めていただければ」という願いが込められています。

② 死者数減に向けた取組

○ 条例規定事項であるヘルメットの着用等について、地域の子供から発信し、着用機運を醸成

⇒ **東京交通少年団を「自転車安全利用PRサポーター」として任命！**

（都内60区市町村、98団体、約3,200人）

※ **PRサポーター任命式**を**自転車安全利用TOKYOキャンペーン・キックオフイベント**

（4月29日 午後1時30分～ 東京ミッドタウンにおいて開催）にて実施します。

東京都長期ビジョン事業

本件は、「東京都長期ビジョンにおける、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。

都市戦略2 「高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現」

政策指針6 「誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築」



青少年・治安対策本部公式ツイッター

https://twitter.com/tocho_aochi

大人が変われば子供も変わる

このころの東京革命

【問合せ先】

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
担当 坂本 直通 03-5388-3190 内線 21-785



自転車用ヘルメット贈呈式について



都では、「東京都自転車安全利用推進計画」に基づき、事故による被害の軽減のため、全ての自転車利用者のヘルメット着用を推進しています。

このたび、(一社)日本ヘルメット工業会から自転車用ヘルメットを無償で提供していただき、東京都立松が谷高等学校をヘルメット着用モニター校として、高校生へのヘルメット普及に向けた取組を行うことといたしました。つきましては、下記のとおり、贈呈式を開催いたします。

1 贈呈式

日 時：平成 27 年 8 月 31 日（月曜日）午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分まで

場 所：都庁第一本庁舎北塔 3 4 階 青少年・治安対策本部 3 4 N - A 会議室

出席者：東京都青少年・治安対策本部長 廣田 耕一

(一社)日本ヘルメット工業会代表理事 谷澤 和彦

東京都立松が谷高等学校 校長 平野 篤士

東京都立松が谷高等学校 生徒 7 名程度

- 進 行：①ヘルメット工業会代表理事より都立松が谷高校校長に目録の手交
②青少年・治安対策本部長よりヘルメット工業会代表理事に感謝状贈呈
③都立松が谷高校生徒がヘルメットを着用、代表者が安全利用宣言
④全員で写真撮影

2 ヘルメット無償提供数量

通学用ヘルメット 270 個（内訳）(株)オージーケーカブト 200 個、(有)真田嘉商店 20 個
(株)大嶋電機製作所 30 個、東洋物産工業 (株) 20 個

3 (一社)日本ヘルメット工業会について

- ・唯一の業者団体として、ヘルメットの品質向上等に取り組んでいる（昭和 39 年設立）

4 東京都立松が谷高等学校について

- ・八王子市内の都立高校（都教育委員会から平成 27 年度安全教育推進校に指定）

5 取材について

- ・取材については、フルオープンといたします。
- ・受付は、午後 1 時 30 分から会場入口付近で行います。
- ・取材の際は、自社腕章を着用し、取材位置等については係員の指示に従って下さい。

<都内の自転車事故の状況>

- ・自転車事故件数は年々着実に減少しているものの、平成 26 年中の自転車乗用中死者数は 38 名と、平成 25 年より 7 名増加
- ・本年についても、8 月 20 日現在、自転車乗用中死者数は 21 名（昨年同時点より 3 名増加）

東京都長期ビジョン事業

本件は、「東京都長期ビジョンにおける、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。

都市戦略 2 「高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現」

政策指針 6 「誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築」

大人が変われば子供も変わる

 **こころの東京革命**

 青少年・治安対策本部公式ツイッター
https://twitter.com/tocho_aochi

【問合せ先】

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
担当：濱村 直通：03-5388-3123 内線：21-781

(株) よしもとクリエイティブ・エージェンシー
からも、同様の案内をしています。

平成27年9月9日

青少年・治安対策本部

自転車用ヘルメット普及啓発イベント！！



～エクスプロージョンが高校をサプライズ訪問～



都では、「東京都自転車安全利用推進計画」に基づき、事故による被害の軽減のため、全ての自転車利用者のヘルメット着用を推進しており、広報・普及啓発に取り組んでいます。

このたび、その取組の一環として、ヘルメット着用モニター校に、(株) よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属のダンサーユニット「エクスプロージョン」がサプライズ訪問し、生徒にヘルメット着用の重要性を呼び掛けます。

イベントの概要

○実施日時

平成27年9月16日(水曜日) 午前11時30分から12時

○実施場所

東京都立松が谷高等学校(場所は裏面のとおひ)

○内 容

- ・ヘルメット着用キャンペーンのために作成した「新ダンス」初披露
- ・エクスプロージョンと松が谷高校ダンス部によるステージ上でのダンスショー
- ・「本能寺の変」披露
- ・自転車、ヘルメットに関するトーク

※ MC エハラマサヒロ



エクスプロージョン



エハラマサヒロ

併せて...

ヘルメットの普及を目指したポスターを作成、都内の高校等に配布し、順次掲示します。

- ・取材についてはフルオープンといたします。
- ・受付は、11時00分より都立松が谷高校事務室前で行います。
- ・取材の際は、自社腕章を着用し、取材位置等については、係員の指示へ従って下さい。



掲示ポスター(B2)

東京都長期ビジョン事業

本件は、「東京都長期ビジョンにおける、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。

都市戦略2 「高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現」

政策指針6 「誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築」



青少年・治安対策本部公式ツイッター

https://twitter.com/tocho_aochi

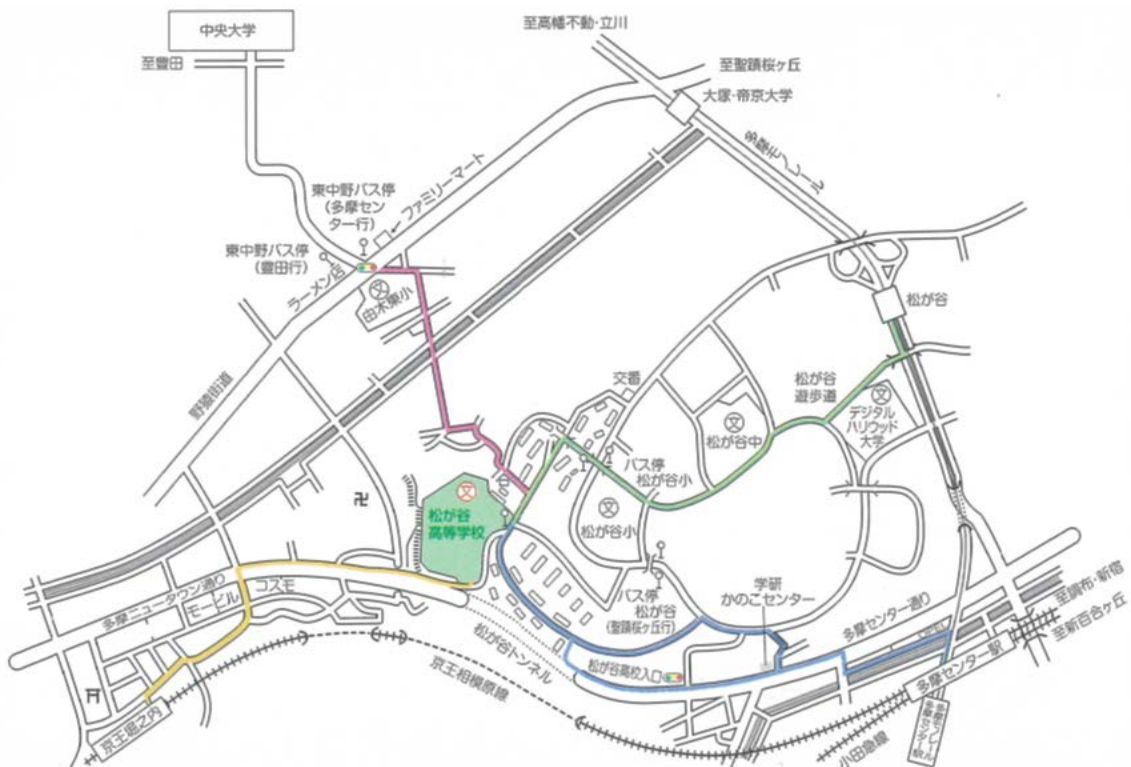


【問合せ先】

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
担当 濱村 直通 03-5388-3123 内線 21-781

○東京都立松が谷高等学校へのアクセス

- 京王相模原線 京王堀之内駅下車 徒歩 15分
- 多摩都市モノレール 松が谷駅下車 徒歩 15分
- 京王線、小田急線、多摩都市モノレール 多摩センター駅下車
徒歩 20分
バス 多摩センター駅 4番乗り場より
朝夕：「松が谷高校循環」に乗車 約5分
「松が谷高校」下車すぐ
または「松が谷循環」に乗車 約5分
「松が谷小学校」下車 徒歩5分
昼間：「松が谷経由聖蹟桜ヶ丘行き」に乗車 約5分
「松が谷小学校」下車 徒歩5分
- JR 豊田駅下車 バス 4番乗り場より
「多摩センター駅行き」に乗車 「東中野」下車 徒歩 15分

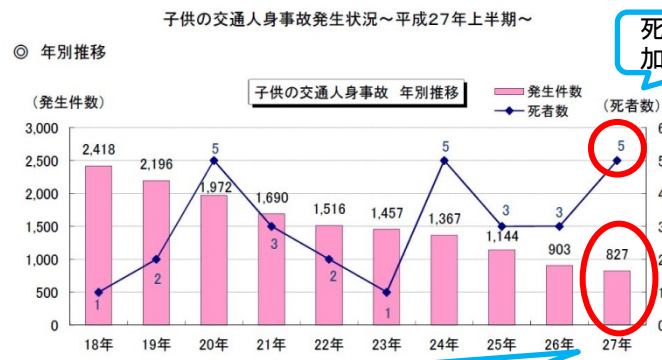


※受付となる「都立松が谷高校事務室前」は、校門から直進してすぐの校舎入口に入ったところにあります。(係員が誘導いたします。)

1 交通事故の状況

＜警視庁資料から抜粋 平成27年上半年＞

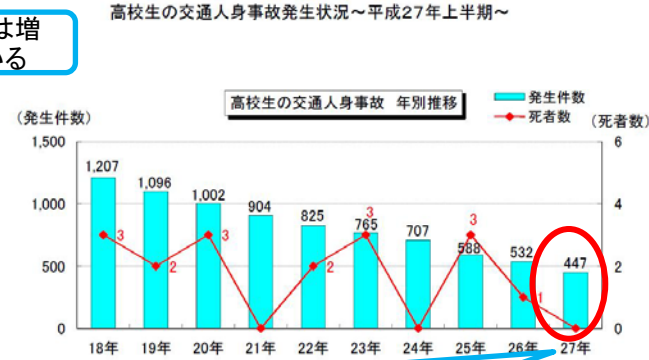
幼児、小・中学生の状況



死者数は増加している

発生件数は半年で、昨年1年間の件数に迫る

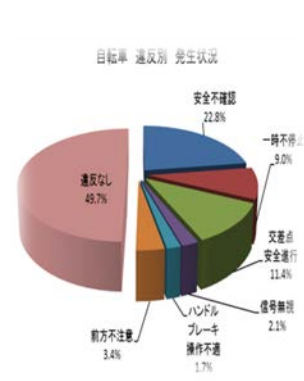
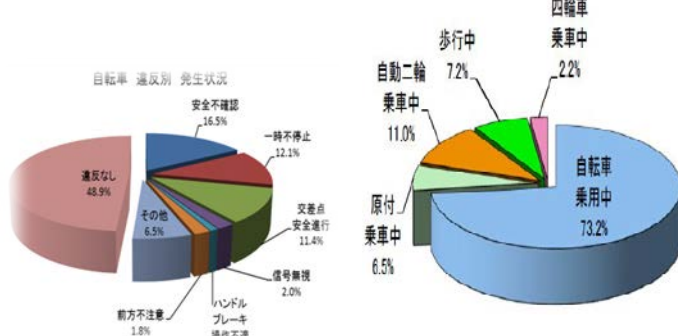
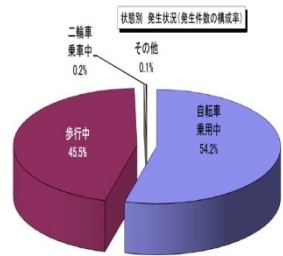
高校生の状況



発生件数は半年で、昨年1年間の件数に迫る

平成18年以降減少傾向にあるものの、平成27年は増加傾向にある

◎ 状態別発生状況



自転車乗用中の事故が多く、その半数は違反をしている。

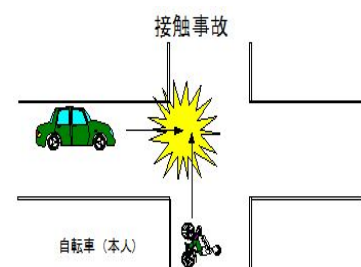
2 状況分析と指導計画の作成

■ 事故状況の分析

東京都高等学校交通安全教育事例集の作成・配布(1,200部 予算170千円)

＜主な内容＞

- ・都立高等学校生徒の交通事故発生状況等の分析結果
- ・交通安全教育の実践事例
- ・交通安全教育に関する資料



＜事故分析の一例＞

■ 指導計画の作成

安全教育プログラムの作成・配布(約68,000部 予算6,720千円)

＜主な内容＞

- ・学校安全計画の作成に向けて
 - 全体計画の例示
 - 年間指導計画の例示
- ・自転車の安全利用や自転車の点検・整備などについて系統的な指導計画

3 体験的な交通安全学習の充実

■ 自ら体験する学習の工夫



＜自転車シミュレーター 64校＞



＜自転車安全教室 足立六中＞



＜歩行者教育システム 45校＞

■ 専門家を招いた学習の工夫



＜スクアードストレイト 2校＞



＜警察官からの講話 武蔵村山二小＞



＜弁護士から加害責任について講話 足立六中＞

■ 主体的な態度を育てる学習の工夫



＜交通安全実行委員による課題や対策を報告 福生高校＞



＜生徒会による自転車通学指導 羽村高校＞



＜地域と連携した交通安全指導 羽村高校＞

4 教員の資質向上

■ 都内全公立学校の教員を対象とした講習会の開催

講師：警視庁交通部交通総務課警部

青少年・治安対策本部交通安全課 課長代理 ほか

＜主な内容＞

- ・幼児、小・中学生、高校生が関与した事故の概要と分析
- ・自転車に関わる交通ルールの基本的な知識の確認
- ・平成27年6月から施行した「自転車運転者講習制度」の概要説明
- ・「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要説明



＜今年度の講習会の様子＞

WHY JAPANESE PEOPLE! ? 駅前に自転車を放置しちゃダメだろう!



厚切りジェイソン

が放置自転車の防止を訴えます!

～駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施～

放置自転車は、歩行者や緊急自動車等の通行を妨げるとともに、まちの美観を損なうなど、見過ごすことのできない大きな社会問題です。

東京都は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成25年7月施行)^{*1}及び「東京都自転車安全利用推進計画」(平成26年1月策定)^{*2}の趣旨を踏まえ、区市町村及び関係団体と連携し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

1 実施期間

平成27年10月22日(木曜日)から10月31日(土曜日)まで

2 実施主体

東京都、区市町村、国土交通省、警視庁、東京消防庁、JR東日本、日本民営鉄道協会(関東鉄道協会)など87団体

3 実施内容

(1) 広報啓発

- 自転車の放置防止の呼びかけ、啓発リーフレット・ティッシュの配布
- 啓発用ポスターの掲示(公共施設、駅構内、電車内など)等

このほか、東京都は放置自転車削減を一層推進するため、

「厚切りジェイソン」を起用した啓発動画やWEB広告により、キャンペーン周知を行います。



啓発用ポスター

各種媒体を通じて動画放映

<街頭大型ビジョン>



<デジタルサイネージ>



<交通安全課ホームページ>



詳細は別紙1のとおり

裏面に続く

大人が変われば子供も変わる

こころの東京革命

青少年・治安対策本部公式ツイッター
https://twitter.com/tocho_aochi

問合せ先

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課

担当：坂本 直通：03-5388-3190 内線：21-785

(2) 放置自転車の撤去

区市町村による放置自転車の撤去活動の強化

※ 本キャンペーンは、九都県市で協力して実施されます。

※1 社会全体で自転車の安全利用や放置防止に取り組むことを目的に制定

※2 自転車の安全利用に関する都の施策や自転車利用者、事業者等の関係者の取組を総合的に推進するために策定した計画
(平成 27 年中の到達目標値 3 万台以下。平成 26 年度の放置自転車台数は約 3.8 万台)

～駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状を贈呈します～

本キャンペーンに先立ち、駅前放置自転車対策事業に積極的に協力している個人等に対して、知事名の感謝状を贈呈します。詳細は別紙 2 のとおり。

キャンペーンに係る広報活動について

動画を活用した広報媒体は以下のとおりです。

■YouTubeインストリーム広告※ ■

10月22日（木曜日）から31日（土曜日）まで

※動画サイト「YouTube」にて、動画を視聴する前に啓発動画が再生

■街頭大型ビジョン■

- ・アルタビジョン新宿

10月22日（木曜日）から31日（土曜日）まで

- ・渋谷マルチビジョン 10月22日（木曜日）
- ・秋葉原UDXビジョン

10月22日（木曜日）から31日（土曜日）まで

■YouTube専用チャンネル設置■

10月1日（木曜日）から31日（土曜日）まで

■デジタルサイネージ■

10月中旬～（7日間程度）

- ・JR4駅（東京駅、秋葉原駅、新宿駅、赤羽駅を予定）の駅構内

■コンビニエンスストア店内放送（音声版）■

（都内ローソン 1,082 店舗）

10月22日（木曜日）から28日（水曜日）まで

○当課ホームページでもご覧いただけます（10月1日（木曜日）から31日（土曜日）まで）

URL： http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/koutuu/07_houchi.html



その他、WEB広告によりキャンペーン周知を行います。

■Yahoo ディスプレイアドネットワーク■

10月1日（木曜日）から10月31日（土曜日）まで

Yahoo!JAPAN やその主要提携サイトにてバナー広告等を掲出



■ニュースリリース配信サービスの活用■

（随時）

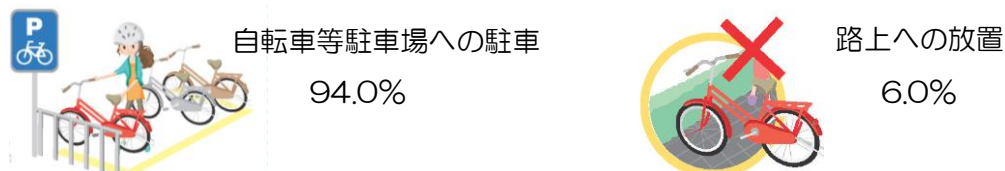
新聞社ニュースサイト、大手ポータルサイト等において情報発信（予定）

「駅前放置自転車の現況と対策—平成26年度調査—」について

— 調査結果の概要 —

1 駅周辺における自転車等の放置状況 【図-1】参照

都内の駅周辺（駅から概ね半径500m以内の区域）における自転車の乗入台数（放置台数と自転車等駐車場の駐車台数の合計）は647,950台、原付及び自二を含めた乗入台数は671,020台でした。また、自転車の乗入台数のうち自転車等駐車場への駐車台数(実収容台数)は、609,393台(94.0%)で、残りの38,557台(6.0%)が路上などに放置されていました。



(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

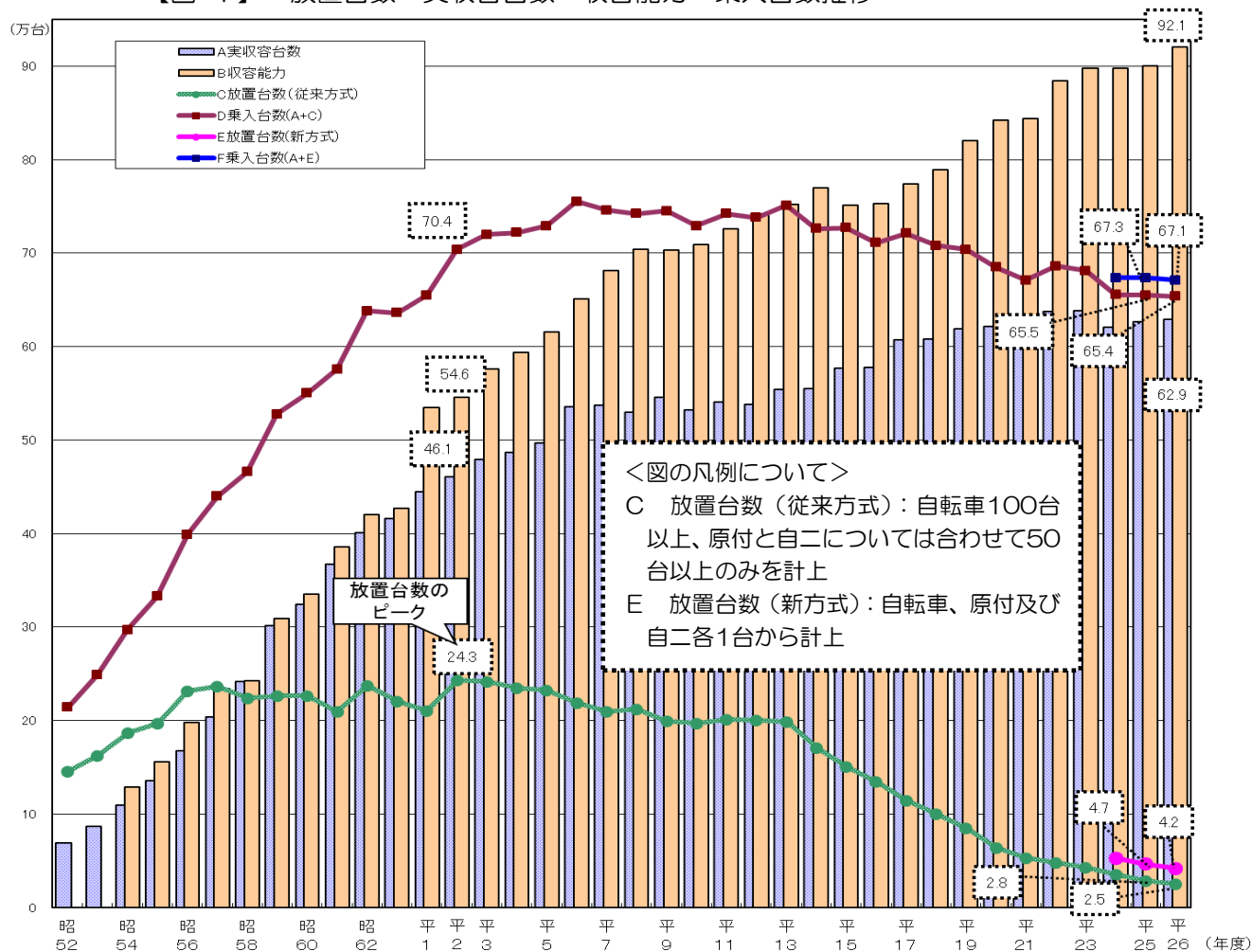
自転車、原付及び自二の放置台数は、42,170台（前年度比 4,582台減少）でした。

うち、自転車の放置台数は、38,557台（前年度比 4,427台減少）でした。

(2) 自転車の放置率（乗入台数に占める放置台数の割合）・・・区部 8.2%、市部 2.2%、町村部 2.5%

自転車の放置率が高い区市は、①千代田区（61.3%）、②新宿区（38.2%）、③文京区（37.9%）の順でした。

【図-1】 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数推移



※ 昭和52年から隔年で内閣府（旧総理府）が全国調査を実施。全国調査が実施されない年は都が単独で調査を実施。

2 放置台数が多い駅と乗入台数が多い駅

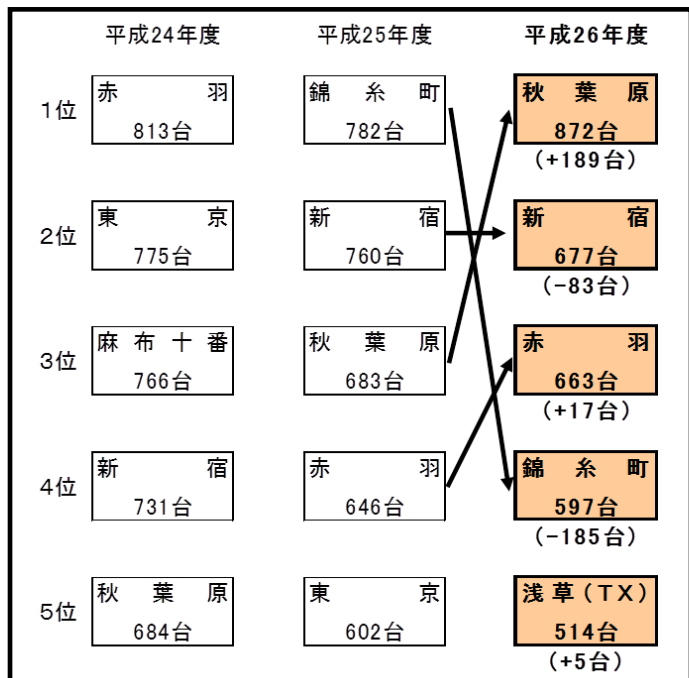
(1) 放置台数が多い駅

図-2 参照

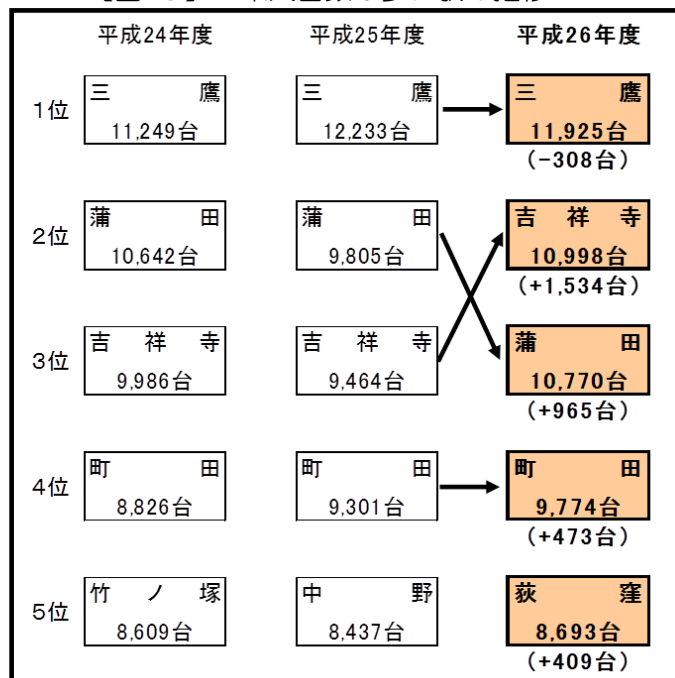
(2) 乗入台数が多い駅

図-3 参照

【図-2】 放置台数が多い駅の推移



【図-3】 乗入台数が多い駅の推移



3 放置自転車等の減少へ向けた主な対策

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例や条例に基づき策定した東京都自転車安全利用推進計画を踏まえ、推進計画の数値目標「駅前放置自転車台数 3万台以下（平成27年中）」を目指し、都、区市町村、事業者等は、連携しながら放置自転車対策に取り組んでいます。

(1) 社会全体で放置自転車を削減する体制の強化

都内の駅前放置自転車の約4割を占める都心6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）と駅前放置自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

(2) 自転車等駐車場の設置等

駅周辺における適地の確保が困難な中、自転車等駐車場の設置及び自転車等駐車場への誘導等が進められました。平成25年度における区市町村の投資的経費（自転車等駐車場の建設、増・改築等に要する経費）は、**29.6億円**（前年度比 **約4.6億円増加**）でした。

(3) 放置自転車等の整理・撤去等

放置自転車等の整理・撤去をはじめ、保管、持ち主への返還、処分等が行われました。

平成25年度における区市町村の消費的経費（放置自転車の撤去等に要する経費）は、**126.1億円**（前年度比 **約1億円増加**）でした。

(4) 放置防止に向けた啓発

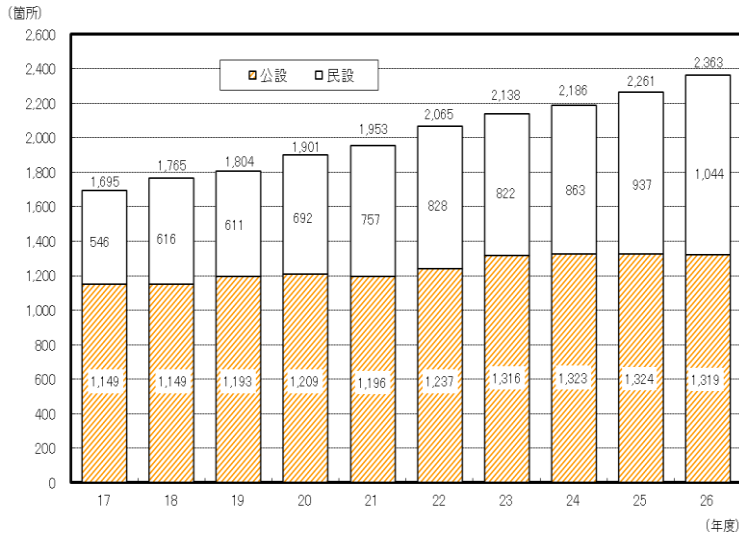
平成26年10月の「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」では、都内各駅で自転車の放置防止を呼びかける広報活動、放置自転車等の撤去活動を実施するほか、自転車の放置防止に係る取組を一層推進するため、ウェブ広告やデジタルサイネージなど新たな広報媒体を取り入れ、広報活動を展開しました。

4 自転車等駐車場の設置状況 【図-4、5】参照

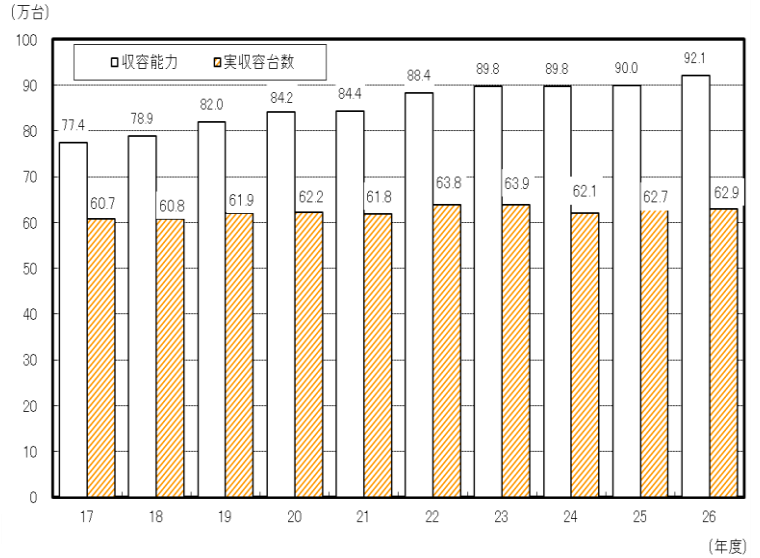
平成 26 年 8 月末日現在、駅周辺の自転車等駐車場は **2,363 箇所**（前年度比 **102 箇所増加**）、収容能力は **920,829 台**（前年度比 **20,607 台増加**）でした。そのうち公設は **1,319 箇所**（前年度比 **5 箇所減少**）、民設は **1,044 箇所**（前年度比 **107 箇所増加**）であり、近年は鉄道事業者をはじめとした民間事業者による自転車等駐車場設置が増加しています。

※ 不特定多数の者が利用可能なもののみ（来客用駐車場等は、特定の者のみ利用可能であるため調査対象外）

【図-4】 設置者別自転車等駐車場の推移



【図-5】 収容能力及び実収容台数の推移



5 平成 25 年度における放置自転車等の撤去、処分等の状況 【図-6、7】参照

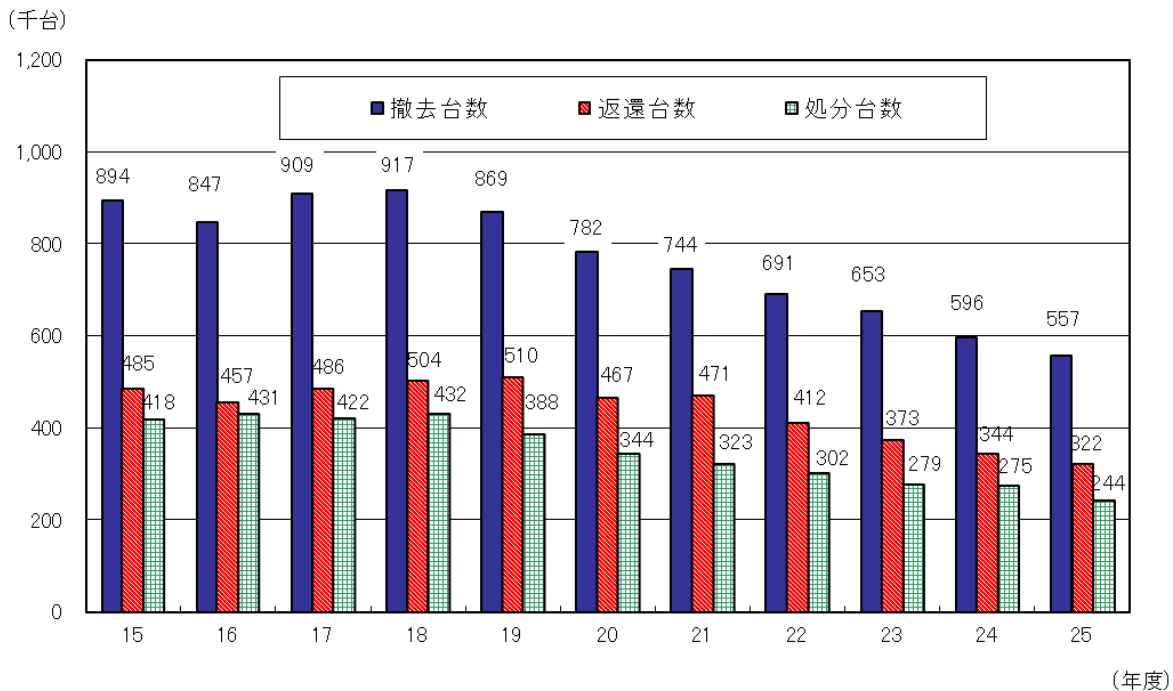
(1) 平成 25 年度に区市町村が撤去した放置自転車等：**557,163 台**（前年度比 **38,958 台減少**）

(2) 平成 25 年度に持ち主に返還された台数：**322,038 台**（前年度比 **22,018 台減少**）

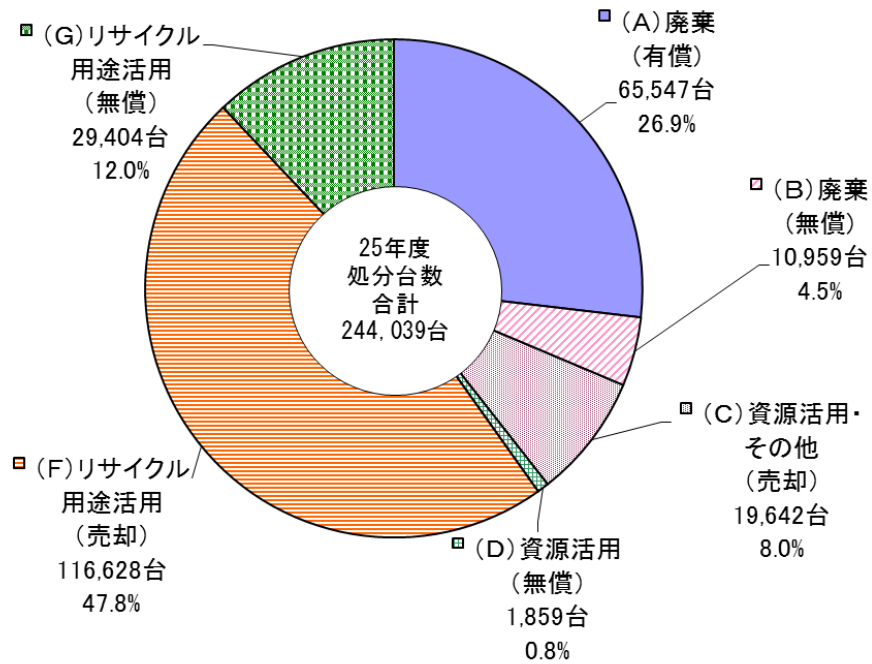
(3) 平成 25 年度に区市町村が処分した台数：**244,039 台**（前年度比 **30,703 台減少**）

※ 返還台数、処分台数には、平成 24 年度中に撤去されたものを含まず。

【図-6】 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移



【図-7】 撤去自転車及び原動機付自転車の処分内訳



※ 処分の内訳は、

- ・廃棄処分 (A+B) : 76,506 台 (31.4%)
- ・鉄くずとして資源活用 (C+D) : 21,501 台 (8.8%)
- ・リサイクル用途 (F+G) : 146,032 台 (59.8%)

6 放置自転車対策事例

区市町村・地域で実施している放置自転車対策のうち、放置自転車を大きく減少させた取組、特色ある取組など2つの事例をとりあげました。

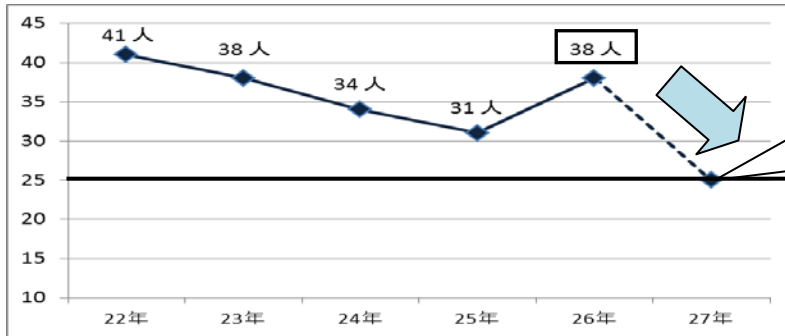
実施主体 タイトル	取組内容
三井不動産株式会社 神社の下に駐輪場！？～新たな土地活用としての公共駐輪場の姿～	<p>近隣の三越駅前、新日本橋駅周辺には公共駐輪場が整備されていなかったため、民間事業者（三井不動産株式会社）が主体となって、一般の自転車利用者も使用できる自転車等駐車を整備しました。</p>  
小田急電鉄株式会社 「オダクル」が発信する沿線の放置自転車対策～「安心して快適な駐輪場」提供を通じて～	<p>町田駅南口周辺における駐輪場需要の変化にあわせて、月極利用から一時利用への転換を図るほか、民有地を活用した自転車駐車を新たに設置しました。</p>  

現行計画に掲げる数値目標の達成状況について

- 東京都自転車安全利用推進計画（平成 26 年 1 月策定）で設定した数値目標の達成に向けて、社会全体での自転車の安全利用の取組を引き続き促進する。

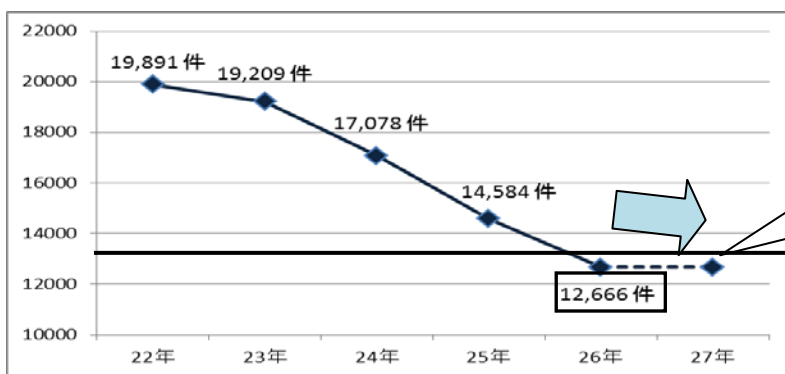
特に、自転車乗用中死者数は昨年急増しており、そのうち約 7 割は頭部損傷を主因として亡くなられているため、ヘルメット着用を普及させることが重要である。

(1) 自転車乗用中死者数（都内）（出所：警視庁HP）



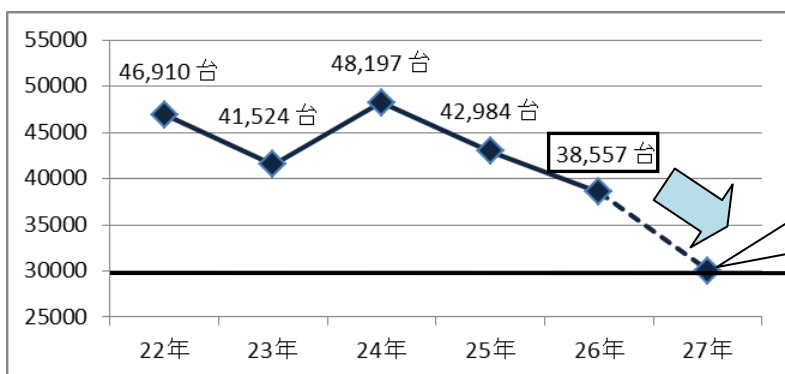
○数値目標(平成 27 年)
死者数
25 人以下

(2) 自転車事故発生件数（都内）（出所：警視庁HP）



○数値目標(平成 27 年)
事故件数
13,000 件以下

(3) 駅前放置自転車台数（都内）（出所：当本部「駅前放置自転車の現況と対策」）



○数値目標(平成 27 年)
放置自転車台数
30,000 台以下

※平成 24 年より調査方法を変更

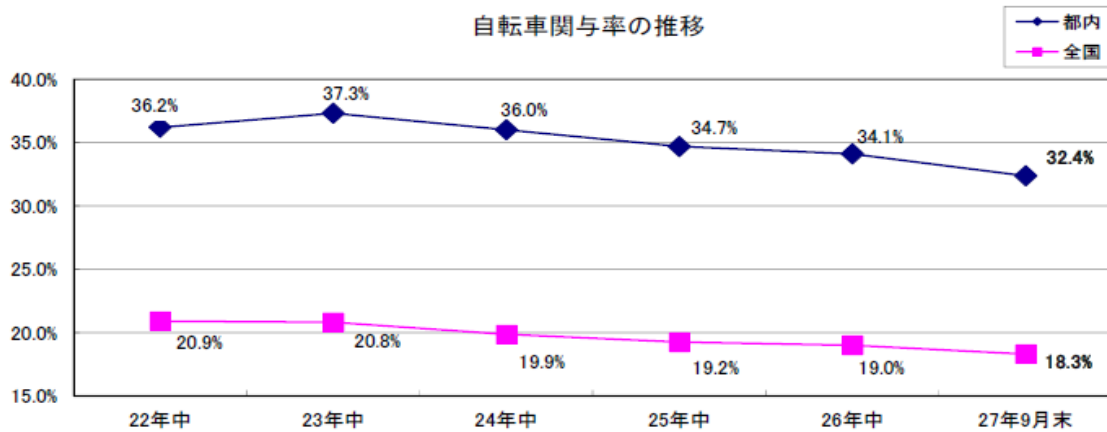
平成 24 年以降は自転車放置台数が 1 台以上の駅を、平成 23 年以前は 100 台以上の駅を調査対象として集計

- 参考：東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第 19 条

自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

東京都における自転車事故の現状

○ 自転車関与率の推移



○ 死者の年齢層別内訳

◎ 年齢層別

高齢者が16人(42.1%)。

	子供				若年層				25 ~29	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 ~64	高齢者	計
	幼児	小学生	中学生	小計	高校生	中卒 ~19	20 ~24	小計							
死者数	0	1	1	2	1	0	2	3	4	5	2	5	1	16	38
前年比	-1	+1	+1	+1	±0	±0	±0	±0	+2	+3	-3	+2	-2	+4	+7
構成率	0.0	2.6	2.6	5.3	2.6	0.0	5.3	7.9	10.5	13.2	5.3	13.2	2.6	42.1	100%

○ 死者の違反別内訳

◎ 違反別

安全不確認が5人(13.2%)。

	安全 不確認	動静 不注視	交差点 安全通行	通行 区分	一時 不停止	ハンドル ブレーキ	信号 無視	徐行 違反	その他	違反 なし	計
死者数	5	0	3	1	3	3	2	0	8	13	38
前年比	+1	±0	+2	+1	+1	-1	-5	±0	+7	+1	+7
構成率	13.2	0.0	7.9	2.6	7.9	7.9	5.3	0.0	21.1	34.2	100%

○ 死者の損傷主部位別内訳

(単位 人)

損傷主部位 状態	総数	全損	頭部	顔部	頸部	胸部	腹部	背・腰部	腕・脚部	その他
死者	172	10	90	2	10	28	14	14	2	2
四輪運転中	19	4	6	-	1	4	3	-	-	1
二輪運転中	44	1	18	1	4	11	5	3	-	1
自転車乗用中	38	1	26	1	2	6	1	1	-	-
歩行中	68	4	40	-	3	5	4	10	2	-
同乗中・その他	3	-	-	-	-	2	1	-	-	-

(出典：警視庁ホームページ)

利用者の視点に立った 東京の交通戦略推進会議について

2015年11月16日

都市整備局都市基盤部交通企画課

交通戦略推進の背景: 交通政策に関する考え方の転換

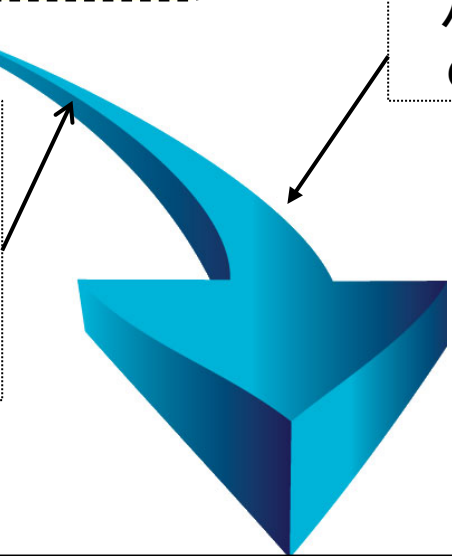
＜これまで＞

- 1964年大会を契機に東京の都市の成長を支える交通インフラの整備を推進
- 交通手段別に増加する需要への対応

＜2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の決定＞

＜交通を取り巻く社会経済情勢の変化＞

- ・ 国際的な都市間競争の激化
- ・ 急激な少子高齢化
- ・ 環境への意識の高まり



＜成熟社会にふさわしい交通政策の必要性＞

- 交通手段別から利用者視点への転換
- 量の充足に加えて質の充実へ

■ 交通手段別から利用者視点への転換

～ 利用者の視点に立った便利で快適な交通体系

- ・様々な利用者の視点(高齢者、外国人など)
- ・連続した一連の移動に着目(乗継、経路選択など)
- ・交通機関の能力を十分に活用(ネットワークの有効活用など)

■ 量の充足に加えて質の充実へ

- ・世界レベルの豊かさを実感できる取組(健康、環境など多様な効果)
- ・自動車に加えて身近な歩行、自転車などを重視(デモータリゼーション)
- ・安全安心の確保

交通戦略の位置づけ

長期ビジョン
目標年次
2020年・2024年



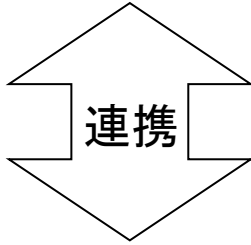
利用者視点に立った交通戦略



「あり方検討会」とりまとめ

- 利用者本位の交通体系—
 - 交通インフラの更なる充実
 - 交通結節機能の充実
 - 道路空間・水辺空間の利活用

交通政策基本法(9、32条)
交通に関し施策を策定し、実施する責務



- <鉄道ネットワーク計画>
目標年次:2030年頃
- <都市計画道路の事業化計画>
目標年次:2025年頃
- <首都圏空港の機能強化>
2020年目途

■ 背景・設置目的(趣旨)

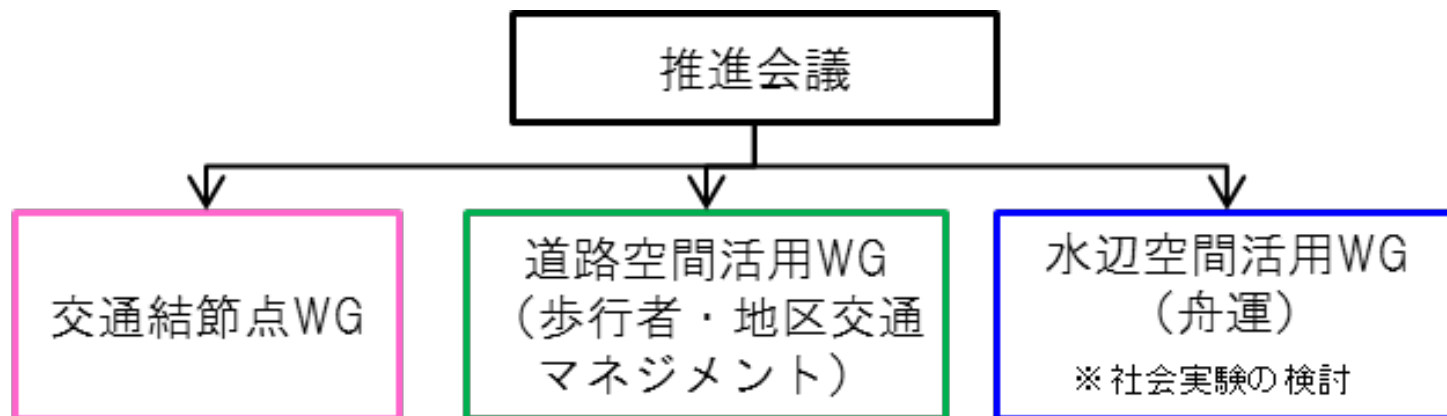
「あり方検討会」のとりまとめを受け、2020年のオリンピック・パラリンピックや外国人来訪者の増加、高齢者人口の増加、人口減少を見据えて、利用者の視点に立った便利で快適に使える、戦術(具体的施策)からなる交通戦略の作成する。

(目標年次2020年)

ワーキンググループ(WG)の位置づけと進め方

◇ 位置づけ

推進会議の下部には戦術を検討するためのWGを設置する。推進会議及び各WGにおける検討状況は相互に連携することとする。



※「新宿ターミナル協議会」と連携

◇ 進め方

1. 年3回程度で実施することを想定。
2. 各回のWG資料や意見交換の要旨については、ホームページ等で公開するなどして、広く意見を聴く。
3. WGで決定した事項については、各主体が具体的に実施することを前提とし、取組施策等の内容、実施主体、実施時期(ロードマップ)を決める。

道路空間活用WGのアウトプットイメージ

I 「ランブリング東京戦略(仮称)」の展開

- 歩行空間のネットワーク化方策
- 歩行空間の魅力向上支援方策
(デザインガイド等の作成)
- 歩行者空間創出の取組促進・支援方策
(手引書等の作成)

II 東京都の地区交通マネジメントの方向性

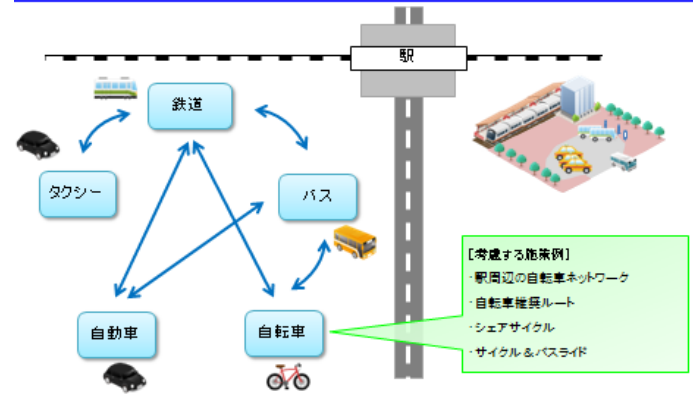
- 地域交通の実情にあわせた、複数の交通モードの組合せのデザインと維持運営方法の方向性の検討
- 自転車の利用実態をふまえ、短距離交通機関として交通体系に組み込み、利便性を向上

〈サインによる歩行者空間の連続性確保〉



出典: Legible London Yellow Book

地区レベルの交通政策について



様々な交通手段を適切に活用する区市の取組を促進するため、「道路空間活用WG」において、課題を吸い上げ、しくみづくりを検討

自転車利用における施策(アウトプット)イメージ

(1) 東京都の自転車政策の方向明示
自転車の交通体系への位置づけ

(2) シェアサイクルの活用促進～公共交通との連携～

(3) 利便性の向上～認識向上～

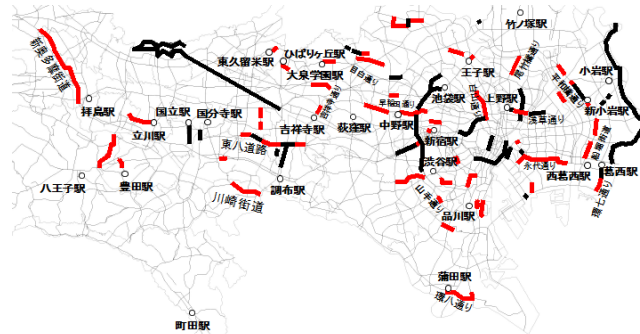
(4) 利便性の向上～利用支援～

自転車が走行しやすい空間の整備について

1 優先整備区間の整備推進

【東京都自転車走行空間整備推進計画(平成24年10月)】

○自転車利用の安全性や快適性を向上させるため、自転車事故の危険性が高い箇所などを**優先整備区間**とし、**車道の活用を基本に、東京の道路事情に応じた整備手法**により、都道における自転車走行空間の整備を推進



赤:優先整備区間(154km) 黒:整備済区間(112km※H23末)



普通自転車専用通行帯



自転車歩行者道(構造的分離)

【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組】

○大会開催までに都道における自転車走行空間を**倍増**
137km(H26末) → **232km(2020年大会開催時)**

※臨港道路等(港湾局所管)を含めると264km

2 自転車推奨ルートの設定・整備

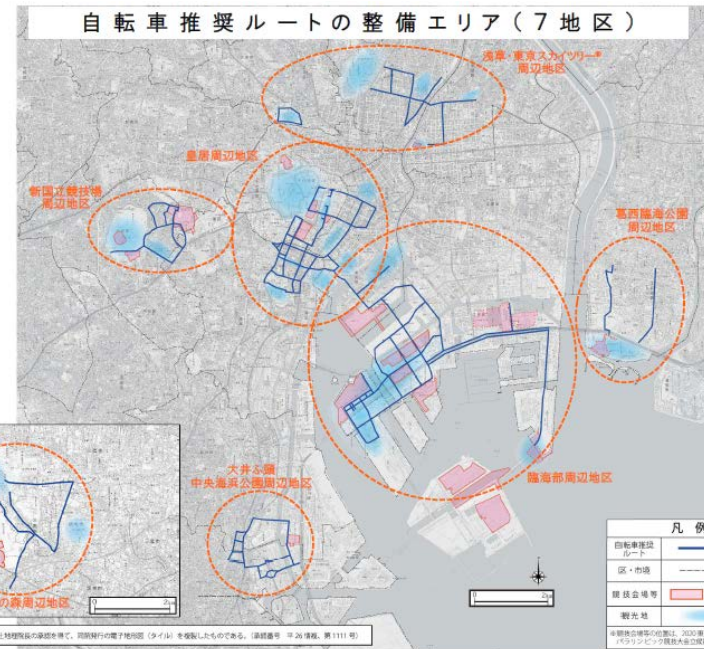
【整備方針】

○自転車がより安全に回遊できるよう、国道・都道・区市道等の区別なく、**自転車が走行しやすい空間を連続させ、ネットワーク化した自転車推奨ルート**を設定し、**国や区市等とともに整備**

【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組】

○競技会場や主要な観光地の**周辺7地区**において、整備を推進(平成27年4月)

◇事業規模:約200km ◇事業期間:H27-H31



【今後の取組】

○推奨ルートの**都内全域**への展開を検討

悪質・危険な自転車運転者に対する 講習の受講が義務化されました

道路交通法の一部改正により、平成27年6月1日から、悪質・危険な運転を繰り返す自転車運転者に対する「自転車運転者講習制度」が施行されました。

自転車乗用中に対象となる危険行為（14 類型）により3年以内に2回以上

- 交通切符（赤切符）による取締りを受けた
又は
- 交通人身事故を起こした

公安委員会の
命令

3か月以内の指定された期間内に

自転車運転者講習の受講

講習時間：3時間 受講手数料：5,700円

※公安委員会の受講命令に従わなかった場合 ⇒ 5万円以下の罰金となります。

対象となる危険行為（14 類型）

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 信号無視 | ⑧ 交差点優先車妨害等 |
| ② 通行禁止違反 | ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等 |
| ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） | ⑩ 指定場所一時不停止等 |
| ④ 通行区分違反 | ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 |
| ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 | ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 |
| ⑥ 遮断踏切立入り | ⑬ 酒酔い運転 |
| ⑦ 交差点安全進行義務違反等 | ⑭ 安全運転義務違反 |



警 視 庁

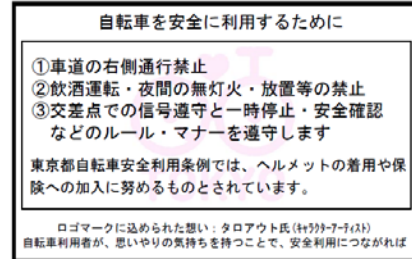
自転車安全利用に係る協賛企業等の募集について

東京都は、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するため、東京都が実施する「セミナー」や「自転車シミュレータ交通安全教室」の受講者等に、「自転車安全利用宣言証」を交付しております。

この度、自転車の安全利用を更に効果的に推進するため、同宣言証の交付を受けた方に対して特典を付与いたしますので、協賛していただける企業等を募集いたします。



宣言証（表）



宣言証（裏）

1 協賛企業等の募集期間

平成27年11月2日（月）から11月30日（月）の間

2 協賛内容

自転車安全利用宣言証の交付を受けた方に対して、協賛企業等が何らかのサービスを提供する方法によります。特典の内容については、協賛企業等と東京都青少年・治安対策本部において協議して定めることとします。

※ 例：宣言証の提示により自転車ヘルメット代金1割引等

3 応募方法

別添の募集要項に添付されている申込用紙を郵送、メール又はFAXで「東京都青少年・治安対策本部交通安全課」まで御提出ください。

4 協賛企業等の発表等

協賛企業等は「自転車安全利用協賛企業等」として認定するとともに、ホームページ等で公表させていただきます。

協賛企業等として認定された団体には認定ステッカーを交付する予定です。

東京都長期ビジョン事業

本件は、「東京都長期ビジョンにおける、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。

都市戦略2 「高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現」

政策指針6 「誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築」



青少年・治安対策本部公式ツイッター

https://twitter.com/tocho_aochi



【問合せ先】

青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課
担当 坂本 直通 03-5388-3190 内線 21-785